

空き家・空き地バンクの利用手順

空き家・空き地を提供していただける方(売り手・貸し手)

①	物件登録の申込み	<p>売却・賃貸物件の情報提供を希望する方は、次の書類に必要事項を記入し、役場企画財政課へ提出してください。(郵送可)</p> <p>■物件登録の申込みに必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none">・利根町空き家・空き地バンク物件登録申込書(様式第1号)・利根町空き家・空き地バンク物件登録カード(様式第2号)・同意書(様式第3号) <p>※ <u>契約交渉の仲介を行う業者を社団法人茨城県宅地建物取引業協会(宅建協会)の会員業者の中から仲介業者を指定するか、宅建協会に仲介業者の推薦を依頼するか選択してください。</u></p> <p>※ <u>仲介業者の仲介には、宅地建物取引業法の規定に基づく仲介手数料が発生します。</u></p>
②	仲介業者決定	<p>仲介業者の指定がない場合 →毎月15、30日に宅建協会へ業者の推薦を依頼し、約3週間で決定</p> <p>仲介業者の指定がある場合 →茨城県宅建協会の会員か確認するため4、5日程度で決定</p> <p>決定後、利根町空き家・空き地バンク仲介業者決定通知書(様式第4号)にて通知します。その後現地調査の日程を調整させていただきます。</p>
③	現地調査	<p><u>空き家等所有者に立ち会っていただき、仲介業者及び町の担当者が現地調査を行います。</u></p> <p>ホームページに掲載する写真撮影及び間取りの確認をさせていただきます。</p>
④	登録完了	<p>利根町空き家・空き地バンク物件登録通知書(様式第5号)により通知します。登録内容を確認していただき、間違いがなければホームページ等に掲載します。</p>